

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

須賀川市長 大寺 正晃

|                   |                              |  |
|-------------------|------------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 須賀川市<br>( 07207 )            |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 越久地区<br>( 越久 )               |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 6 年 9 月 22 日<br>( 第 1 回 ) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

越久地区では、農振農用地や市街化調整区域のため、農業しか産業がないが、現在の担い手の後継者がいないため、新たな担い手の確保が課題となっている。また、小さい面積の農地は耕作条件が悪いため、農地の集積を進めるなどの耕作条件改善に向けた取り組みが必要となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手、労働力を確保していくため、個人経営ではなく、集落営農や、法人化等、組織化を目指す。
- ・地域の条件に合う、優良品種や高収益作物の導入を地域として検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 148 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 148 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域として、今後検討していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                          |
| 耕作条件の良い圃場で耕作できるように、農地中間管理事業等を活用し農用地の集積を図り、次世代にとって農業を行いやすい環境を整える。<br>地域の農業を担う者への農地の集積、集団化について、農業者の優先順位を定め、農地の集積、集団化を図っていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                          |
| 地域の農地所有者、農業の廃業や経営転換をする方、また、分散作圃を解消するため利用権の交換を考えている方は原則として農地中間管理機構に貸し付けていくこととする。                                           |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                           |
| 基盤整備の実施に向け、話し合いを進め、農用地の大区画化等に取り組む、地域の中心的な担い手が集団化し、耕作しやすい農地を確保する。<br>基盤整備の話し合いの中で、農用地の集積、集団化のより具体的な協議の場を実施し、「目標地図」を作成する。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                      |
| 地域内外から、様々な経営体を集め、地域の担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、新規参入しやすい環境づくりをする。若い担い手の確保のため、新規就農者、農短大、農業高校との連携を強化する。                        |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                       |
| 作業の効率化が期待できる作業はJA等に委託する。                                                                                                  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                                 |                                             |                                              |                                          |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携    | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②有機・減農薬・減化学肥料の取組みを検討し、農作物の付加価値を高め、販売所得向上につなげる。
- ③担い手の減少、高齢化が見込まれる中、省力技術・労働負担軽減技術として、補助事業を活用し設備導入していく。
- ④畑地化・輸出・・・販路拡大策の一つとして検討する。
- ⑤販売単価の高い果樹や野菜などの品目の導入する。また、既存の品目については、補助事業を活用し、生産安定につながる施設化や設備導入を図る。
- ⑥燃料・資源作物等・・・遊休農地や需給調整に取り組む水田に燃料・資源作物等の導入を検討・推進する。
- ⑦作物作付けの困難なほ場においては、遊休化や荒廃防止のため、植林や永年性作物の作付けを検討し、保全管理を行う。  
多面的機能支払交付金等を活用し、農地維持や地域資源の保全管理を地域共同で実施する。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、補助事業を活用し、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨耕畜連携・・・飼料作物を生産し、家畜排せつ由来のたい肥を利用することで資源循環を推進検討する。